



まちづくりの基本目標

「笑顔」
輝くまち

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

こども・子育て・若者

- 9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実
- 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実
- 9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
- 9-4 こども・若者を支える環境づくり

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

6-1 市民自治の確立

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



6-2 基礎的コミュニティの活性化

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



6-3 市民公益活動の促進

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



6-4 多文化共生社会の構築

10 人や国の不平等
をなくそう



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



【分野の計画】

- ・第3次草津市協働のまちづくり推進計画
(令和7年度～令和11年度 / まちづくり協働課)
- ・草津市多文化共生推進プラン
(令和3年度～令和7年度 / まちづくり協働課)

基本方針

6-1 市民自治の確立

概要

市民主体のまちづくりを進めるため、市民・各団体間の幅広い交流を促進することにより、様々な地域や世代の力を合わせるとともに、まちづくり活動の拠点となる施設の積極的な活用を促進します。

指標

市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合（％）

R6	R7	R8	R9	R10
23.5	24.6	25.7	26.8	27.9

現況

多様な世代や分野、主体等による様々なまちづくり活動が展開されています。

課題

まちづくり活動の拠点となる施設の活用を図りながら、各主体同士がつながりを持ち、連携を図ることにより、市民主体のまちづくりを進めていく必要があります。



行政

私たちの役割

市民



- 市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、先進事例等の情報の共有を図るとともに、市民による主体的な活動への支援等を行います。
- 多様な地域課題を解決するため、様々な制度や組織が効果的に活用されるよう、協働によるまちづくりを推進します。
- 地域まちづくりセンターや市民総合交流センター等のまちづくり活動の拠点の継続的な活用を促進します。

市民・地域

- 市民一人ひとりの学びや体験を通じ多様な世代や分野、主体等によるつながりを築きます。
- 地域のニーズを把握し、地域の情報誌やSNS*等を通じた情報発信により、市民の関心を高め、将来を見据えた市民主体の持続可能なまちづくりを計画的に進めます。

事業者等

- 地域の一員として地域のまちづくり活動に関心を持ち、主体的に関わるよう努めます。
- 地域のまちづくり活動への参加や地域との連携強化に努めます。



施 策	概 要
-----	-----

①市民自治の 確立のための 活動支援と 環境整備	市民や地域主体の組織の活動を支援するとともに、まちづくりの 多様な主体間の連携を図り、協働を促進します。また、学びやに ぎわい、交流を促進できるよう、市民ニーズに応じた拠点の活用 を進めます。
-----------------------------------	---

	主要事業	
	名 称	担当課
①市民自治の確立のた めの活動支援と環境 整備	まちづくり協議会推進事業	まちづくり協働課
	市民総合交流センター管理運営事業	
	地域まちづくりセンター管理運営事業	
	協働のまちづくり条例推進事業	

基本方針

6-2 基礎的コミュニティ*の活性化

概要

持続可能なまちづくりのため、基礎的コミュニティを中心とした顔の見える地域社会の形成を図ります。

指標

地域の組織やグループに加入している市民の割合 (%)

R6	R7	R8	R9	R10
32.7	33.5	34.2	35.0	35.7

現況

無関心や負担感などから、地域の活動に参加しない、あるいは基礎的コミュニティへ加入しないなど将来的なコミュニティの存続が危惧されます。

課題

地域活動への興味、関心を高め、参加を促すとともに、担い手確保や役員の負担軽減など、長期的な視点に立った組織体制や事業の見直しを行う必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 基礎的コミュニティが今後も持続可能な活動を展開できるよう、コミュニティへの加入促進や活動への参加促進ならびに役員の負担軽減を図ります。
- 基礎的コミュニティの活性化を図るため、財政的な活動支援を行います。
- 地域における多様な手法や取組、様々な事象の情報提供に努めます。

市民・地域

事業者等

- コミュニティの伝統やノウハウを継承しながら、地域のつながりが維持されるような組織や運営のあり方について見直します。
- 地域の人材を生かし、地域に必要とされるコミュニティ活動の展開を図ります。
- 町内会活動への積極的な貢献に努めます。



施 策	概 要
-----	-----

①基礎的コミュニティ活動の支援	住民の実態やニーズの把握に努め、地域の諸課題を地域とともに向き合いながら、解決できるよう支援を行います。
-----------------	--

	主要事業	
	名 称	担当課
①基礎的コミュニティ活動の支援	行政事務委託事務	まちづくり協働課
	コミュニティハウス整備補助事業	

基本方針

6-3 市民公益活動*の促進

概要

市民公益活動や各地域のまちづくりを担う団体の活動を促進するため、中間支援組織*である（公財）草津市コミュニティ事業団等と連携し、人や団体等のつながりや活動の広がりを支援します。

指標

市民公益活動団体等の数
(市民総合交流センター登録団体数)

R6*	R7	R8	R9	R10
107	107	107	107	107

現況

ボランティア・各種団体等による市民公益活動が展開されていますが、高齢化に伴う担い手不足等により、活動を継続していくことが難しいと感じている団体も増えてきています。

課題

団体の活動場所や活動費の確保、担い手不足の解消、情報発信のための支援が必要です。また、既存の団体間の連携や、多様な主体同士が出会い、つながる機会を充実させる必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- （公財）草津市コミュニティ事業団やまちづくりを担う様々な団体等と連携し、市民公益活動を促進します。
- 交流機会の充実により、市民や団体をはじめ、多様な人々をつなぐ役割を担っていきます。

市民・地域

- 市民公益活動団体、まちづくり協議会等の地縁組織、様々なコミュニティがともに協力し合いながら、まちづくりを進めます。

事業者等

- ボランティア活動やイベント等、市民公益活動の様々な場面で連携を進めます。
- 市民公益活動や地域活動への支援・協力等、地域の一員として社会貢献に努めます。



施 策	概 要
①市民公益活動の支援	ボランティアや各種団体等の公益活動を支援するため、中間支援組織である（公財）草津市コミュニティ事業団等と連携を図り、活動を支援する補助金制度の活用や、まちづくり講座、交流イベントを積極的に実施します。

	主要事業	
	名 称	担当課
①市民公益活動の支援	（公財）草津市コミュニティ事業団運営費補助事業	まちづくり協働課

基本方針

6-4 多文化共生社会*の構築

概要

多様な人材が活躍でき、活気のあるまちづくりを進めるため、草津市国際交流協会等と連携し、国籍や民族などの異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に支え合う多文化共生の推進に努めます。

指標

多文化共生に関する研修、
交流会等の参加者数（人数）

R6*

R7

R8

R9

R10

2,650

2,700

2,750

2,800

2,850

現況

外国人住民の増加が続いており、外国人住民の多い地域では、徐々に多文化共生の地域づくりが広がりつつあります。

課題

特定技能の在留資格の拡大などにより、外国人住民はさらに増えていくことが予想されます。国籍などの違いにかかわらず、すべての人が、安心して幸せを感じられるまちづくりに取り組む必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 行政情報の多言語化ややさしい日本語*の活用など、外国人住民にも伝わりやすい情報発信に努めます。
- 日本人住民の国際理解や多文化共生に関する啓発を推進します。

市民・地域

- お互いの違いを理解し、尊重しながら、あらゆる人が住みよい多文化共生の地域づくりを進めます。

事業者等

- 文化的背景から生じる「違い」への理解と尊重に努めるとともに、提供するサービスに関する情報の多言語化を図るなど、多文化共生の推進に努めます。



施 策	概 要
①多文化共生の推進	国籍などの違いにかかわらず、共に支え合い、誰もが安心して暮らせる多文化共生の地域づくりを進めるため、草津市国際交流協会と連携し、外国人住民のコミュニケーションや生活に関する分野の支援を行うとともに、日本人住民の国際理解の推進に努めます。

	主要事業	
	名 称	担当課
①多文化共生の推進	国際交流推進事業	まちづくり協働課

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

こども・子育て・若者

- 9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実
- 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実
- 9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
- 9-4 こども・若者を支える環境づくり

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

7-1 「地域力」のあるまちづくり



7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実



【分野の計画】

- 第4期草津市地域福祉計画
(令和3年度～令和7年度 / 健康福祉政策課)
- 草津市市営住宅長寿命化計画
(平成29年度～令和8年度 / 市営住宅課)
〔関連計画〕
- 第4次草津市地域福祉活動計画
(令和4年度～令和8年度) [(福) 草津市社会福祉協議会]

基本方針

7-1 「地域力*」のあるまちづくり

概要

地域社会が抱える多様な問題や支援を求める人たちの声に住
民自らが気づき、主体的に関係する組織や行政等と協働し、
地域資源の有効活用を図りながら、問題解決に向けた方策や
地域としての価値を創造していく力を高め、地域における多
様な人々による助け合い・支え合いを推進します。

指標

「「地域力」のあるまちづくり」
に満足している市民の割合（%）

R6	R7	R8	R9	R10
24.5	25.6	26.7	27.8	28.9

現況

少子高齢化や核家族化をはじめ、様々な社会構造の変化により、地域における
人とのつながりや支え合いの基盤が弱まり、地域コミュニティの持つ「地域力」
が低下しています。

課題

支援が必要な人を地域全体で支えるため、地域福祉の担い手の育成や支え合い
のネットワークの強化を進め、「地域力」を高める必要があります。また、地
域共生社会*の実現に向けた地域住民同士による助け合い・支え合いのネット
ワークづくりには、関係者による幅広い連携のもとで、地域の多様な主体が「我
が事」として参画する必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 中間支援組織*である（福）草津市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を促進します。
- 地域生活の安心を支えるネットワークづくりの支援を行います。
- 助け合い・支え合いの心を醸成し、地域福祉ボランティア等の育成に努めます。
- まちづくり協議会、町内会、（福）草津市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体等の関係者への働きかけを通じて「地域力」を高める取組を推進します。

市民・地域

- 地域福祉活動に積極的に参画します。
- 地域福祉を支える一員として活動します。
- 隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めます。

事業者等

- 行政と協働し、福祉のまちづくりを推進します。
- 地域福祉活動における協働に努めます。



施 策	概 要
①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	中間支援組織である（福）草津市社会福祉協議会と連携し、福祉講座の実施や各種ボランティア活動への支援等を通じて、地域福祉の担い手の育成や地域で活動する人の輪を広げます。また、民生委員・児童委員等の福祉の担い手が活動しやすい環境を整えます。
②地域福祉を支えるネットワークづくり	各学区社会福祉協議会およびまちづくり協議会や町内会の活動等を中心に暮らしの問題を解決する住民主体の活動を広げ、地域で支えるネットワークづくりを促進するため、地域福祉関係者との連携により、「地域力」を高める取組を推進します。

	主要事業	
	名 称	担当課
①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	民生委員児童委員協議会活動補助事業	健康福祉政策課
	社会福祉協議会活動補助事業	
②地域福祉を支えるネットワークづくり	社会福祉関係団体補助事業	健康福祉政策課
	地域福祉計画推進事業	
	避難行動要支援者登録制度推進費	
	地域コミュニティ支援推進事業	人とくらしのサポートセンター

基本方針

7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

概要

複合的な生活課題を抱える人やひきこもり、生きづらさを感じている人・世帯に対して、生活課題の深刻化を防ぎ自立支援を推進するため、関係機関等と連携した総合的な相談・支援を行います。

指標

「福祉の総合的な相談・支援の充実」
に満足している市民の割合（％）

R6	R7	R8	R5	R10
20.0	20.7	21.4	22.1	22.8

現況

物価高騰など昨今の社会情勢の大きな変化や、生活上の課題の複雑化・複合化等によって、市民の生活の安定を確保することが困難な状況が生じています。

課題

課題を抱える人・世帯の把握に努め、各種社会保障制度や生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、市営住宅の供給、就労支援や居場所の提供等の総合的な支援を行うとともに、多様で複合的な生活課題を抱えることや、制度の狭間で支援から取り残されることのないようにする必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。
- 市民の生活安定への支援や居場所の情報提供など、（福）草津市社会福祉協議会等の関係機関や地域と連携するとともに、相談者に寄り添いながら自立に向けた相談・支援を行います。
- 複雑化・複合化したケースや制度の狭間に陥っている世帯への分野横断的な支援体制づくり（重層的支援体制整備事業）を推進します。
- 就職困難者等に対し、きめ細やかに就労相談を行います。
- 住まいにお困りの所得が少ない人に対し、市営住宅の供給を行います。

市民・地域

- 地域での支え合いや見守りにより、ひきこもりや不登校をはじめ生きづらさや社会的孤立を抱えている人等について、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画する関係性づくりに努めます。
- 様々な福祉課題に対して、支援機関や民生委員・児童委員等への相談、各種支援制度を活用し、自立生活の確保に努めます。
- 居場所を求める人に対して、地域から情報発信に努めます。

事業者等

- 地域の雇用創出に努めます。
- 単身高齢者や障害者など、住宅の確保が困難な人に対し、民間賃貸住宅への適切な入居に努めます。



施 策	概 要
①セーフティネット*の充実	経済的な困窮等、市民の生活安定の危機に対し、福祉施策や年金、重層的支援体制整備事業による支援、生活保護制度の適用等を行います。また、働く意欲と能力のある人への就労支援や、住まいに困窮される人への市営住宅等の供給を行います。
②福祉の総合相談窓口の充実	多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら共に課題を整理し、(福)草津市社会福祉協議会等の関係機関や地域と連携することで、それぞれが世代や分野を超えて「丸ごと」つながる総合的な相談・支援を行います。

	主要事業	
	名 称	担当課
①セーフティネットの充実	生活保護費支給事務	生活支援課
	多機関協働等事業	人とくらしのサポートセンター
	国民年金事務	保険年金課
	市営住宅運営事業	市営住宅課
②福祉の総合相談窓口の充実	生活困窮者自立支援事業	人とくらしのサポートセンター

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

こども・子育て・若者

- 9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実
- 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実
- 9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
- 9-4 こども・若者を支える環境づくり

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

8

健康

8-1 市民の健康づくり



8-2 医療保険制度の適正運用



【分野の計画】

- 第3次健康くさつ21
(令和6年度～令和17年度 / 健康増進課)
- 第3次草津市自殺対策行動計画
(令和6年度～令和10年度 / 健康増進課)
- 第2期草津市国民健康保険保健事業推進計画
【第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画】
(令和6年度～令和11年度 / 保険年金課)

基本方針

8-1 市民の健康づくり

概要

“誰もが健康で長生きできるまち草津～健康寿命*の延伸と健康格差*の縮小～”を実現するため、生活習慣の改善や生活習慣病*の発症予防・重症化予防、感染症対策等、切れ目のない健康づくりに取り組むとともに、体とこころの健康を支え守るための社会づくりを推進します。

指標

「市民の健康づくり」に満足している市民の割合 (%)

R6	R7	R8	R9	R10
37.3	38.2	39.1	40.0	40.9

現況

本市は、平均寿命・健康寿命ともに、全国や滋賀県よりも長い状況です。また、平均寿命と健康寿命の差は全国や滋賀県と比べて短い状況です。その一方で、がん検診や特定健診の受診率は県内他自治体と比べ、低い水準となっています。

課題

現在の心身の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、ライフコースアプローチ*の視点を踏まえた健康づくりを社会全体で推進していく必要があります。また、健康づくりや感染症対策への関心をさらに高めるとともに、より良い生活習慣の普及啓発や各種けん診受診率の向上への取組を推進し、生活習慣病の発症予防・重症化予防を進める必要があります。



行政

私たちの役割

市民



- 誰もが健康づくりや生活習慣病等の予防に取り組める環境づくりと、積極的な啓発活動を行います。
- 心身の不調を抱えた人が相談しやすい環境づくりを行います。
- 健康推進員*の育成や活動の充実に努めます。
- 感染症に対する正しい理解や予防に関する周知啓発を行います。
- 関係機関と連携し、予防接種や各種けん診が受けやすい体制づくりを行います。

市民・地域

- 誰もが健康づくりや生活習慣病予防への関心をさらに高め、一人ひとりが自分に適した生活習慣を身につけます。
- 学校や職場等身近な人への声かけや地域での見守りを通じて、心身の不調や生活の変化に気づくことができるよう行動します。
- 予防接種や各種けん診を受診します。
- 感染症について、正しい知識を身につけ適切に行動します。
- 健康推進員は、様々な世代を対象に健康づくりや健康増進の輪を広げ、行政と地域のパイプ役として活動します。
- 自らが持つ知識や技術等を活用し、市民の健康づくりを支援します。

事業者等



施策	概要
①市民の健康づくり支援	市民一人ひとりの健康づくりを促進するため、事業者や地域団体等の様々な主体との連携を強化・拡大し、健康啓発や生活習慣の改善につながる取組を強化するとともに、地域の主体的な健康づくりの取組を支援します。また、誰もが心身の不調について「気づき」や「見守り」を行える環境づくりや、支援を必要とする方が適切に相談や支援を受けられる体制整備に取り組みます。
②疾病予防対策の強化	疾病の予防と早期発見のため、予防接種、各種けん診について、体制の充実や啓発方法の工夫による受診率向上や早期対応の勧奨に取り組むとともに、病気になっても患者や家族等が必要な支援を受けることができる環境づくりを行います。また、感染症について、正しい知識の普及と予防の啓発等に取り組みます。

	主要事業	
	名称	担当課
①市民の健康づくり支援	地域保健活動事業	人とくらしのサポートセンター
	健康推進員活動事業	健康増進課
	自殺対策緊急強化事業	
	食育推進事業	
	健康啓発推進事業	
②疾病予防対策の強化	予防接種事業	健康増進課
	健康診査事業	
	歯科保健指導事業	

基本方針

8-2 医療保険制度の適正運用

概要

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度について、国民健康保険の都道府県単位化や高齢化のさらなる進展を踏まえ、市民が安心して医療を利用できるよう安定運営を行うとともに、特定健康診査*や特定保健指導*等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命*の延伸や医療費の適正化を図ります。また、社会的に弱い立場にある方に対する福祉医療助成を行い、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

指標

「医療保険制度の適正運用」に
満足している市民の割合（%）

R6	R7	R8	R9	R10
35.6	37.4	39.2	41.0	42.8

現況

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度については、高齢化の進行や医療の高度化を背景に1人あたりの医療費が増加傾向にあるとともに、被保険者数については、国民健康保険制度では減少傾向、後期高齢者医療制度では増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

課題

将来を見据えて持続可能な医療制度となるよう、国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の安定運営を図るとともに、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図っていく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 被保険者の資格管理や保険給付、保険税・保険料の賦課・収納を適切に行います。
- 医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。
- 被用者保険と連携した集団けん診を実施するとともに、若年層も受診しやすい機会を創出するなど、特定健康診査やがん検診等の受診率向上を図ります。

市民・地域
事業者等

- 健康診査や保健指導を積極的に活用するとともに、マイナポータル*等で自身の保健医療情報や健康情報を確認するなど、自らの健康増進に努めます。
- 医療保険制度を安定的に持続させるため、後発医薬品の利用や適正受診に努めます。
- 保健医療情報や健康情報を活用しながら、より良い医療を提供します。



施策	概要
①国民健康保険制度の運用	持続可能な国民健康保険制度の運営を進めるため、国民健康保険財政の健全化、保険料負担と給付の公平化、特定健康診査・特定保健指導の実施等による健康の保持・増進と医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動等、制度への理解促進に努めます。
②後期高齢者医療制度の運用	高齢者の誰もが、安心して健やかに暮らすことができる健全で円滑な医療制度の運営を進めるため、運営主体の滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者への制度周知や健康診査等の保健事業による健康の保持・増進と医療費の適正化に努めます。
③福祉医療費の助成	社会的に弱い立場の方の経済的負担軽減を図るため、障害者等を対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。

	主要事業	
	名 称	担当課
①国民健康保険制度の運用	特定保健指導事業	健康増進課
	レセプト管理事業	保険年金課
	医療費適正化特別対策事業	
	特定健康診査事業	
	人間ドック等助成事業	
②後期高齢者医療制度の運用	後期高齢者健康診査事業	保険年金課
	後期高齢者医療保険料徴収事務	
③福祉医療費の助成	障害者福祉医療助成事業	保険年金課
	障害老人等福祉医療助成事業	

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

こども・子育て・若者

- 9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実
- 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実
- 9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
- 9-4 こども・若者を支える環境づくり

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実



9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実



9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり



9-4 こども・若者を支える環境づくり



【分野の計画】

- ・草津市こども・若者計画
(令和7年度～令和11年度 / こども若者政策課)
- ・草津市障害児福祉計画（第3期）
(令和6年度～令和11年度 / 発達支援センター)
- ・草津市教育振興基本計画（第4期）
(令和7年度～令和11年度 / 教育総務課)

基本方針

9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実

概要

安心してこどもを産み、子育てができるように、妊娠期から出産・子育て期の不安や悩みに寄り添い、支援が必要な方を早期に把握し、支援につなぐ伴走型相談支援を充実します。また、医療機関や子育て支援に関する団体との連携を図ることで、より安心して子育てのできる環境を整えるとともに、取組の認識が十分に図られるよう、市民への情報発信を行います。

指標

子育てしやすいと思う市民の割合 (%)

R6	R7	R8	R9	R10
87.5	87.8	88.1	88.4	88.7

現況

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、高齢出産の増加等により、孤立感や育児不安等を抱く妊婦・子育て家庭も増加しており、子育て家庭の抱える課題也多岐にわたっています。

課題

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応できるよう、地域の身近な場所で気軽に相談できる環境を整えるとともに、関係機関とのより緊密な連携強化を図ることで、支援を必要とする妊産婦、子育て家庭を早期に把握し、支援につなげていく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- すべての妊婦や子育て家庭が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。
- こどもと養育者の心身の状況および養育状況を把握し、養育者がこどもに適切な関わりができるよう相談支援や情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員やまちづくり協議会等と連携し、子育て支援を必要とする家庭の情報収集や、行政からの情報発信を行います。
- 子育て支援に関して訪問や家事支援サービス等の取組を市民に十分認識されるよう、周知に努めます。
- 新婚生活に向けた経済的支援を行うとともに、妊産婦の健康管理の充実と経済的負担軽減のため、妊産婦健康診査にかかる費用の助成を行います。

市民・地域

- 子育て相談センター等の相談窓口や、「すこやか訪問」、「乳幼児健診」等の機会を利用し、不安や心配事を解消して、情報をうまく子育てに生かします。
- 妊産婦健診を望ましい時期に受診し、妊娠期から産後や乳幼児期の健康管理に努めます。
- 地域の子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。

事業者等

- 地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。



施策	概要
①結婚・妊娠・出産に向けた環境整備	妊娠届出時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて相談に応じ、各家庭のニーズに応じた必要な支援につなぐとともに、新婚世帯や子育て世帯の負担軽減を図るため、経済的支援を一体的に実施します。また、妊産婦の健康診査に要する費用の助成を実施することで、妊産婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。
②こどもの発育・発達に向けた子育て支援	すべてのこどもが健やかに育つよう、病気等の予防・早期発見・早期対応に努めます。また、子育て家庭の負担軽減のための家事・育児を支援するヘルパー派遣やこどもの成長や発達に関して、養育者等が正しい知識を持ち、こどもと共に育つことで、不安や悩みを軽減し育児できるよう切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①結婚・妊娠・出産に向けた環境整備	総合相談事業（衛生費）	子育て相談センター
	妊婦健診事業	
	妊娠・出産包括支援事業	
	妊婦等包括相談支援事業	
	結婚新生活支援事業	こども若者政策課
②こどもの発育・発達に向けた子育て支援	総合相談事業（民生費）	子育て相談センター
	乳幼児健診事業	
	新生児訪問事業（すこやか訪問事業（1回目））	
	育児等支援家庭訪問事業（すこやか訪問事業（2回目））	
	草津っ子サポート事業	こども家庭若者課

基本方針

9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実

概要

就学前から学童期までの多様な教育・保育ニーズに対応できる子育て環境を確保し、子育て期の保護者が安心して仕事や子育てができるよう支援するとともに、こどもの健やかな成長を育むため、保育士等の人材の確保・育成を推進し、こどもの発達や特性に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

指標

「就学前から学童期までの子育て環境の充実」に満足している市民の割合(%)

R6	R7	R8	R9	R10
21.5	21.8	22.1	22.4	22.7

現況

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加と、就労形態の多様化により保育ニーズが高まり、就学前教育・保育施設や児童育成クラブの利用希望者数は増加を続けています。この状況は、就学前教育・保育ニーズでは0～2歳児の低年齢児でさらに顕著になっています。

課題

働き方が多様化する中、仕事と子育ての両立を支援するため、保育士等の人材を確保したうえで、就学前教育・保育施設や児童育成クラブの実施体制を充実させる必要があります。また、0～2歳児の未就園児も含め、すべてのこども・子育て家庭に対し適切な支援を行う必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 教育・保育のニーズを踏まえながら、質の高い就学前教育・保育を提供します。
- 就学前教育・保育施設や児童育成クラブに通うすべてのこどもが安心して保育を受けられる環境を確保するため、保育ニーズを満たす施設や保育士等の人材の確保に取り組みます。
- 人権に根ざした教育・保育を基本とし、質の高い就学前教育・保育の充実を図ります。
- 歴史、自然、文化など地域の特性を生かし、こどもが地域との関わりを通して学べるよう努めます。
- こどもの育ちをつなぐため、就学前教育・保育施設、小学校、児童育成クラブの相互の連携を図ります。
- 安心してこどもを産み、子育てできるまちの実現のため、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 多様な教育・保育ニーズを踏まえた子育て環境の充実に努めます。

市民・地域

- 家庭はこどもの豊かな育ちの基盤となることから、こどもとのふれあいや語らいを大切にし、基本的な生活習慣や社会的マナー等が身につけられるよう努めます。
- こどもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、こどもの健やかな成長と子育て家庭の見守りに努めます。

事業者等

- 市民や地域、企業、関係団体、市等の多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会の形成に取り組めます。



施策	概要
①就学前教育・保育の量の確保と質の向上	児童数や教育・保育ニーズの変化に対応するため、安全・安心な保育環境や施設定員の確保と併せて、教育・保育を担う質の高い人材の安定的な確保・育成に取り組みます。また、こどもの豊かな育ちや学びを支えるため、長期的な視点に立ち、学校教育への円滑な接続を図りながら、教育・保育内容の充実に努めます。
②多様なニーズに対応する保育サービスの充実	こどもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所として、児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。また、病気や病気回復期で、保護者の就労等により家庭保育が困難な場合に、病児保育室での保育を行います。

	主要事業	
	名称	担当課
①就学前教育・保育の量の確保と質の向上	施設等利用給付事業（民生費・教育費）	幼児課
	保育所・認定こども園運営支援事業	
	認定こども園運営支援事業	
	保育所・認定こども園指導研修事業	
	認定こども園指導研修事業	
	保育士等確保対策事業（民生費・教育費）	
	家庭的保育事業	幼児課・幼児施設課
	小規模保育事業	
	民間保育所委託費支給事業	幼児施設課
	民間保育所運営補助事業	
	民間認定こども園施設型給付費支給事業（民生費）	
	民間認定こども園運営補助事業	
	保育所・認定こども園管理運営事業（民生費）	
	認定こども園管理運営事業（教育費）	
	民間幼稚園・認定こども園運営事業（教育費）	
②多様なニーズに対応する保育サービスの充実	児童育成クラブ運営事業	こども若者政策課
	病児・病後児保育運営事業	

基本方針

9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり

概要

子育て家庭の育児不安等の解消を図るため、安全で安心できる場を提供し、親子の交流を図る中で相談業務の充実や子育て情報の提供などを行うことで、子育て家庭に対する育児支援を行います。また、こども・若者が社会で生き抜く力を得るための多様な価値観に接することができる交流の機会を充実させることで、安全・安心にいきいきと過ごし、幸せな状態（ウェルビーイング*）につながる場づくりに取り組みます。

指標

「こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり」に満足している市民の割合(%)

R6	R7	R8	R9	R10
21.0	21.3	21.6	21.9	22.2

現況

子育て家庭の子育て支援センターや子育て支援拠点施設等の利用が増加しており、こどもの健やかな成長のために地域の親子の居場所へのニーズが高まっています。

また、様々な困難や課題に対応できずにいるこども・若者が増えており、ひきこもり等の問題が生じています。

課題

育児不安等の問題を抱える子育て家庭に対して、親子の交流や仲間づくり、子育て相談、子育て情報が入手できる居場所を提供する必要があります。また、こども・若者が多様な価値観に出会い、自己形成のきっかけとなる機会を確保することや、社会的に自立した個人として成長できるよう、居場所を充実させる必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 親子の交流や仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点の充実を図り、様々な親子のニーズに対応します。
- 子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣などによる活動や運営の支援、担い手の育成等の支援に取り組めます。
- 子育て支援の取組が市民に十分認識されるよう、周知に努めます。
- 親子の状況を把握し、孤立感や育児不安、悩みについて相談に応じ、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援の充実を図ります。
- こども・若者の個性や能力に合わせて、多様な居場所の充実を図ります。

市民・地域

- 親子の交流・仲間づくり、子育て相談を行い、親子でいきいき過ごせる居場所づくりを進めます。
- こども・若者が地域行事に参加しやすい環境を整え、地域におけるこども・若者の居場所づくりを進めます。

事業者等

- 地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。
- 体験活動や社会活動の機会の提供、能力や適性に合った職場環境の提供など、こども・若者が自ら歩む力を育むための環境づくりを推進します。



施策	概要
①子育て支援ネットワークの推進	JR 草津駅前と南草津駅前の子育て支援拠点施設を中心とした子育て支援施設を通じて、子育て支援に関する様々な情報や、交流の場を提供するとともに、関係団体等のネットワークをさらに強化し、関係機関との連携を深めます。
②こども・若者が安心できる場づくり	社会生活を送るうえで様々な悩みを抱えているこども・若者に対して、個性や能力に合わせた居場所を提供し、自己肯定感や自己有用感*を高め、社会参加や自立に向けたステップを歩めるよう支援します。また、地域や団体と連携し、地域行事や体験活動、社会活動への参加を通じて、地域におけるこども・若者の居場所の充実を図ります。

	主要事業	
	名 称	担当課
①子育て支援ネットワークの推進	児童館運営事業	子育て相談センター
	つどいの広場事業	
	子育て支援センター運営事業	
	子育て支援拠点施設運営事業	
②こども・若者が安心できる場づくり	こども・若者支援事業	こども家庭若者課

基本方針

9-4 こども・若者を支える環境づくり

概要

すべてのこども・若者が自立した個人として、社会で生きる力を養い、健やかに成長できるよう、こども・若者の生きる力の育成と地域とのつながりづくりを支援します。

また、安心して子育てができるよう、ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要なこどものいる家庭への相談・支援の充実を図るとともに、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるほか、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

指標

「こども・若者を支える環境づくり」
に満足している市民の割合 (%)

R6	R7	R8	R9	R10
21.5	21.8	22.1	22.4	22.7

現況

こども・若者を取り巻く環境は変化し続けており、子育ての悩みがある家庭や、ひとり親家庭、経済的困窮家庭への支援の内容が多様化、複雑化しています。また、児童虐待など子育てに困難を抱える家庭が顕在化してきています。

課題

妊娠期からこども・若者が社会自立に至るまで、包括的な支援を行い、支援につながりにくいこども・若者や家庭に対しても、適切な支援につなぐことのできる環境づくりを進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- こども・若者の意見を聴いて、施策に反映するとともに、こども・若者の生きる力を地域で育む環境づくりを進めます。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を支えるため、教育や福祉などの様々な分野が連携し、切れ目のない支援を充実させます。
- 妊産婦、子育て家庭、こどもから若者まで、一体的に相談支援を行う体制づくりを進めます。
- 児童虐待防止の広報、啓発等に努めるとともに、相談窓口の普及を行います。
- ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要なこどものいる家庭等に対し、各家庭の状況に応じた支援を行います。
- 子育ての経済的負担や不安を軽減します。
- 地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供や地域との連携を積極的に行います。

市民・地域

- 保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かにこどもの育ちを支えます。
- こどもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールや見守り活動の取組に積極的に参加します。
- 保護者も地域での関わりの中で、子育てについて学びます。
- 児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに通告するとともに、常にこどもを虐待から守るために行動します。
- こども・若者の健やかな育ちを地域で見守り、支えます。

事業者等

- 家庭・地域・学校や関係機関等との連携を強化し、こども・若者の健全育成を図ります。
- 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組みます。
- 児童虐待防止等の活動に取り組みます。
- こども・子育て支援に積極的に協力します。



施 策	概 要
①こども・若者の健全育成の推進	こども・若者が、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができる環境を作るため、地域・学校・関係機関が連携し、こども・若者の健全育成を進めます。また、相談業務や支援プログラムを実施し、非行からの立ち直りを支援します。
②児童虐待の防止と早期発見・早期対応	児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、こどもとその家族の安心できる生活のための支援として、必要な相談体制の充実や関係機関等との連携を進めます。
③ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制や経済的支援、日常生活の支援等の充実を図ります。また、こどもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来の夢や目標の実現に向かっていけるよう、必要な支援を行います。
④発達障害児等への支援の充実	ライフステージ*を通して、医療、保育、教育、福祉、就労等の多様な関係機関と連携しながら、切れ目のない相談支援を進めます。また、発達に支援が必要なこどもに対して、早期に療育につなげるとともに、地域の教育・保育施設や児童発達支援事業所等が支援の充実を図ることができるよう児童発達支援センター*の機能強化を推進します。
⑤子育てに伴う経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や乳幼児、小中学生・高校生等の医療費助成等を行います。

	主要事業	
	名 称	担当課
①こども・若者の健全育成の推進	こども・若者育成支援推進事業	こども家庭若者課
	少年センター管理運営事業	
	青少年育成活動事業	
②児童虐待の防止と早期発見・早期対応	養育支援ヘルパー派遣事業	家庭児童相談室
	家庭児童相談指導事業	
③ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	児童扶養手当給付事業	こども家庭若者課
	母子生活支援施設入所事業	
	ひとり親家庭等支援事業	
	ひとり親家庭等就業支援事業	
	母子家庭福祉医療助成事業	保険年金課
④発達障害児等への支援の充実	発達支援センター運営事業	発達支援センター
	湖の子園運営事業	
⑤子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当給付事業	こども家庭若者課
	乳幼児福祉医療助成事業	保険年金課
	小中学生・高校生等医療助成事業	

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

こども・子育て・若者

- 9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実
- 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実
- 9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
- 9-4 こども・若者を支える環境づくり

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

10-1 いきいきとした高齢社会の実現



10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援



【分野の計画】

- ・草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
【草津あんしんいきいきプラン第9期計画】
(令和6年度～令和8年度 / 長寿いきがい課・介護保険課)
- ・草津市認知症施策アクション・プラン【第4期計画】
(令和6年度～令和8年度 / 長寿いきがい課・介護保険課)

基本方針

10-1 いきいきとした高齢社会の実現

概要

いきいきと活躍できる高齢社会の実現のため、健康寿命*の延伸に向け、高齢期の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、就労やボランティア活動、コミュニティ活動など高齢者の社会参加を促進する取組を進めます。

指標

「いきいきとした高齢社会の実現」
に満足している市民の割合（%）

R6	R7	R8	R9	R10
24.5	24.8	25.1	25.4	25.7

現況

地域で住民が自主的に介護予防に取り組むことができるよう活動を支援するとともに、高齢期の健康づくりや介護予防、社会の担い手として活躍できる場の提供など高齢者の社会参加の促進に取り組んでいます。

課題

介護予防活動に取り組む高齢者の増加に向けて、介護予防の必要性について啓発を進めるとともに、高齢期の健康づくりや介護予防に向けた取組が継続できるよう、新たな活動の担い手育成、高齢者が持つ知識や経験・技能を生かした社会参加ができる機会を充実させる必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 地域での活動に参加したいと思えるような機会の提供や魅力の発信等に努めます。
- 介護予防のための情報提供や、活動グループへの支援を行い、支え合いの中で介護予防に取り組む地域づくりを推進します。
- （福）草津市社会福祉協議会と連携し、地域サロン活動を支援します。
- 老人クラブ等の活動を支援します。
- 高齢期の健康づくりや介護予防に向けた取組が継続できるよう新たな活動の担い手育成を推進します。

市民・地域

- 住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために、「自らの健康は自らでつくる」という意識を持ち、健康の保持増進および介護予防に取り組みます。
- 高齢期においても、自らの生きがいづくりに向けて、地域活動やボランティア活動等に可能な範囲で主体的に取り組めます。

事業者等

- 意欲ある高齢者の雇用に努めます。



施策	概要
①高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進	生きがいがづくりや健康の保持増進のため、就労やボランティア活動等への社会参加による交流の促進、活躍の場づくりの充実等に努めます。
②高齢者の健康づくり・介護予防の推進	要支援・要介護状態になることを予防し、日常生活の活動を高めることで、生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開等に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進	シルバー人材センター運営・活動事業	商工観光労政課
	ロクハ荘管理運営事業	長寿いきがい課
	なごみの郷管理運営事業	
②高齢者の健康づくり・介護予防の推進	介護予防普及啓発事業	長寿いきがい課
	地域介護予防活動支援事業	
	高齢者フレイル予防事業	
	地域サロン推進事業	

基本方針

10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、介護サービスの充実や医療と介護の切れ目ない提供体制の構築、地域での支え合いの体制づくりに取り組みます。また、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

指標

「あんしんできる高齢期の生活への支援」に満足している市民の割合（％）

R6	R7	R8	R9	R10
21.4	22.4	23.4	24.4	25.4

現況

誰もが安心して住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実とともに、地域で支え合える仕組みづくりを進めています。また、高齢化の進展に伴い、福祉や介護の支援ニーズ等が多様化している一方で、コミュニティ機能の低下、介護の担い手が減少傾向にあります。

課題

将来にわたる介護保険制度の持続性を確保するために、介護人材の定着や確保に向けた支援を行い、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進し、介護予防や支え合いの体制づくり、認知症施策への取組を一層進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 地域の関係者や（福）草津市社会福祉協議会、地域包括支援センター等を交えて、地域課題を共有し、課題解決に向けた取組を地域とともに進めます。
- 介護・福祉サービスの充実を図ります。
- 相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。
- 認知症があっても安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 多様な主体とともに、介護予防・生活支援につながる活動やサービスの充実を促す体制づくりを進めます。

市民・地域

- 介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。
- 高齢期にある人が、家庭や地域で役割や居場所があり、生きがいを持って生活できるよう、お互いに見守り支え合います。

事業者等

- 地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進に向け、多職種が相互に役割を発揮し、切れ目のない医療・介護のサービスを提供します。
- 在宅生活を支えるサービスの充実および質の向上や、介護人材の育成・確保に向けた取組を進めます。



施 策	概 要
①地域包括ケアシステムの深化・推進	助け合い・支え合う地域づくりを推進するとともに、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携して、在宅生活を支援するサービスを一体的に提供できる体制を整えます。
②認知症施策の推進	認知症の人もその家族も安心して生活できるまちの実現に向けて、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を推進し、認知症を「我が事」と捉え、声かけ・見守りなど地域での関係づくりを進めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。
③介護サービスの充実	要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。また、介護人材の定着や確保に向けた取組を進めます。
④介護保険制度の適正運用	介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント*、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取組を進めます。

	主要事業	
	名 称	担当課
①地域包括ケアシステムの深化・推進	生活支援体制整備事業	人とくらしのサポートセンター
	生活支援体制整備事業	長寿いきがい課
	在宅医療・介護連携推進事業	
	高齢者総合相談・支援事業	
	地域ケア会議推進事業	
②認知症施策の推進	認知症総合支援事業	長寿いきがい課
	認知症施策推進事業	
	権利擁護事業	
	高齢者成年後見制度利用支援事業（特別会計）	
③介護サービスの充実	居宅介護サービス給付事業	介護保険課
	地域密着型介護サービス給付事業	
	施設介護サービス給付事業	
	介護・福祉人材確保定着支援事業	
④介護保険制度の適正運用	介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
	介護認定事務	
	介護給付費等適正化事業	

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

こども・子育て・若者

- 9-1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実
- 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実
- 9-3 こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
- 9-4 こども・若者を支える環境づくり

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

11-1 共に生きる社会の推進



【分野の計画】

- 第3次草津市障害者計画
(令和6年度～令和11年度 / 障害福祉課)
- 第7期草津市障害福祉計画
(令和6年度～令和11年度 / 障害福祉課)

基本方針

11-1 共に生きる社会の推進

概要

障害のある人*もない人もお互いに尊重し、安心して暮らすことのできるまちを実現するため、障害福祉サービス基盤の充実や社会参加の環境整備とともに、障害と障害のある人への理解促進を図ります。

指標

「共に生きる社会の推進」に
満足している市民の割合（%）

R6	R7	R8	R9	R10
16.0	19.0	21.0	23.0	25.0

現況

障害のある人が地域に居住し、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の充実を図っています。

課題

障害福祉サービスの充実や社会参加できる環境づくりの推進、障害と障害のある人へのさらなる理解促進により、誰もがお互いを尊重し安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメント*によるサービス提供に努めるとともに、生活の場の整備促進や事業所間の連携強化を図り、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

市民・地域

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参加のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加し、バリアフリーやノーマライゼーション*の意識を高めます。

事業者等

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- 家族へのサポート・相談の充実を図ります。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくります。
- 障害者福祉事業を営む事業者はニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。



施策	概要
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	障害のある人のいのちと健康を守り、安心して日常生活が送れるようにするため、保健・医療・福祉等の関係機関の連携に努めるとともに、日常生活支援等の充実や細やかな相談支援を通じた障害福祉サービスの提供や施設整備の支援を行い、暮らしを支える基盤の充実と安定を図ります。
②障害のある人の社会参加の促進	ともに育ち、学び、遊び、輝けるような暮らしやすい社会づくりを進めるため、就労支援や外出支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
③障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれるようにするため、障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、成年後見制度*の利用支援や虐待防止対策事業の推進等に努めます。

	主要事業	
	名 称	担当課
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	居宅介護事業	障害福祉課
	生活介護事業	
	サービス利用計画事業	
②障害のある人の社会参加の促進	就労継続支援事業	障害福祉課
	移動支援事業	
	コミュニケーション支援事業	
③障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
	成年後見制度利用支援事業	
	障害者虐待防止対策支援事業	

